

令和３年度 第２回
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

次 第

日時 令和３年１１月１９日（金）
午前９時３０分から
場所 豊橋市役所 講堂（東館１３階）
東１２２会議室（東館１２階）
オンライン

１．開会

２．協議

- 協議案第１号 令和３年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）等について …【資料１】
協議案第２号 「地域生活」バス・タクシーに係る運行継続の取扱いについて …【資料２】

３．報告

- 報告第１号 北部地区「地域生活」バス・タクシー停留所の移設及び運行時刻の変更について…【資料３】
報告第２号 「夏休み小学生５０円バス」の実施結果について …【資料４】
報告第３号 協議会今年度利用促進事業の実施状況について …【資料５】
報告第４号 新豊線・豊川線の運行時刻の変更について …【資料６】
報告第５号 域内路線のダイヤ改正について …【資料７】

４．その他

５．閉会

令和３年度 第２回
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会 出席者名簿

氏 名	職 名 等	備 考
杉木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系准教授	【会長】
杉浦 康夫	豊橋市副市長	【副会長】
駒木 伸比古	愛知大学 地域政策学部教授	【副会長】
小林 裕之	公益社団法人愛知県バス協会専務理事	【監事】 欠席
富田 佳央	豊橋商工会議所議員	【監事】
山内 三奈	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)	
澤木 徹	愛知県都市・交通局交通対策課担当課長	(代理)交通対策課課長補佐 石川 貴康
柴田 良昭	豊橋鉄道株式会社常務取締役鉄道部長	
坂本 直也	豊鉄バス株式会社常務取締役営業企画部長	(代理)営業企画部長 縄椎 泰三
青木 良浩	豊橋タクシー協会会長 東海交通株式会社代表取締役社長	
長縄 則之	豊鉄タクシー株式会社取締役社長	(代理)取締役営業部長 西山 恭昭
長坂 和俊	愛知県交通運輸産業労働組合協議会幹事	
塩野 浩史	豊橋市自治連合会理事	
朝倉 規幸	豊橋市老人クラブ連合会副会長	
大林 京子	豊橋女性団体連絡会会員	
梶原 正晃	国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所計画課長	欠席
渡會 竜二	愛知県東三河建設事務所企画調整監	(代理)維持管理課 課長 山口 泰志
本多 幸治	愛知県豊橋警察署交通課長	
広地 学	豊橋市建設部長	
金子 知永	豊橋市都市計画部長	

オブザーバー

氏名	団体名		備考
赤座 立郎	東山バス運営協議会		会長
稲垣 幸男	石巻・下条地域	北部石巻西川・賀茂線運営協議会	会長
守田 光儀	交通推進委員会	北部下条・森岡線運営協議会	会長 欠席
山本 義宏	表浜地域公共	五並地域公共交通運営委員会	会長
神藤 邦彦	交通推進委員会	高豊地域公共交通運営委員会	会長 欠席
清水 喜八	しおかぜバス運営協議会		会長
内藤 文男	かわきたバス運営委員会		会長

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛知県豊橋市今橋町1番地豊橋市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、さらに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事業)

第4条 協議会は、法第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 総合的な地域公共交通施策の推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等の協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 豊橋市長が指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 愛知県豊橋警察署長又はその指名する者
- (5) 市民又は地域公共交通の利用者の代表
- (6) 学識経験者その他市町村が必要と認める者

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所（委員が所属する団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

（役員の定数及び選任）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）監 事 2名

- 2 協議会の会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長及び監事は、第5条の委員から会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - （1）協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - （2）前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。
 - （3）前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。

（委員及び役員の任期）

第9条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員及び役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任期満了又は辞任の場合）

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- （1）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(会議の開催等)

第12条 会議は、会長が議長となる。

2 会議は、毎年1回以上開催する。

3 会議は、次に掲げる場合にも開催する。

(1) 委員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(会議の招集)

第13条 前条第3項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

2 会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

(会議の議決方法等)

第14条 会議は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、会議において、各1個の議決権を有する。

3 会議においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 会議の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、緊急その他やむを得ない事由があると認めた場合は、書面又は電子記録による意思表示をもって会議の決議があったものとみなす。この場合において、第1項及び第4項の規定を準用する。

(会議の権能)

第15条 会議は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 第4条各号に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、会議において、出席者の議決権の4分の3以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 委員の除名
- (4) 役員の解任

(代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、委任状(様式第1号)を協議会に提出しなければならない。

3 第14条第1項及び第4項並びに第16条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第18条 会議で協議が整った事項については、会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(協議が調った事項に関する軽微な変更)

第19条 協議会は、次に掲げる変更に係る協議については、書面による協議を行うことができる。

- (1) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更
- (2) 運賃に変更のない停留所の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が軽微と認める変更

(議事録)

第20条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数、第17条第3項により当該会議に出席したと見なされた者の数及び当該会議に出席した委員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、議長及び当該会議に出席した委員のうちから会長が指名した議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(意見の聴取)

第21条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第22条 協議会は、第4条各号に定める事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第23条 協議会は、第4条各号に定める事項その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第24条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、豊橋市都市計画部都市交通課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、豊橋市都市交通課長をもって充てる。

3 事務局員は、豊橋市都市計画部都市交通課職員をもって充てる。

4 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

(業務の執行)

第25条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、別に定める規程による。

(書類及び帳簿の備付け)

第26条 協議会は、第2条の事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 協議会規約及び前条に掲げる規程

(2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第28条 協議会の資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 委員が所属する団体からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(収支予算)

第29条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に会議の議決を得なければならない。

2 委員が所属する団体が直接行う地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関して、この団体の支出及びこれに伴う収入については、これを協議会の収支とみなす。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、会議の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を会議に提出しなければならない。

3 会長は、第1項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、会議の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、次に掲げる書類を、豊橋市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

(協議会が解散した場合の措置)

第32条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立初年度の委員及び役員の任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の事業年度については、第27条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に計画期間中である地域公共交通総合連携計画の計画期間が満了するまでの期間は、第3条の規定中「行うため」とあるのは、「行うため並びに地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため」と読み替え、第4条及び第29条の規定中「形成計画」とあるのは、「形成計画及び地域公共交通総合連携計画」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和3年11月19日

協議会名:豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

評価対象事業名:豊橋市地域内フィーダー系統確保維持計画(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

①補助対象事業者等	②事業概要		③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)	
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】	【系統名・航路名・設備名、運行(航)区間、整備内容等を記載(陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助(調査検討の経費を除く。))を受けている場合は、その旨記載】		【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C 評価	【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】	A・B・C 評価 【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】	【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか(方向性又は具体的な内容)を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載	
豊鉄タクシー(株)	北部地区 (柿の里バス)	石巻西川・賀茂線／下条・森岡線(下)	・地域運営団体が発行する広報紙において、引き続き交通事業者が行っている新型コロナウイルス感染症予防対策を周知した。 ・東三河8市町村内で「夏休み小学生50円バス」を実施し、広域移動をしやすい環境づくりを行うとともに、「バス整理券ラリー&歴史謎解きゲーム」を同時期に開催し、各地域内の路線及び地域間幹線の利用促進を図った。 ・「夏休み小学生50円バス実施に伴い、一部のコミュニティバスの地域運営団体では、夏休み期間中の小中学生の乗車運賃を運営団体が負担し、普段コミュニティバスに接する機会が少ない年齢層の利用を呼び掛けた。 ・市電、バスの利用促進を啓発するCM動画と、公共交通における新しい生活様式を啓発するCM動画を放映し、公共交通の利用を積極的に呼びかけた。	A	補助対象期間中は、所定の事業計画どおりの運行が実施された。	B	【達成状況】 豊橋市北部地区の目標は、年間(R2,10～R3,9)の利用者数を7,200人としており、年間の利用者数は4,504人と目標は達成されなかったが、新型コロナウイルスのワクチン接種者への支援を行うなど、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかでも高齢者の方の通院など生活の足を守ることができた。 【要因】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、利用者離れが進み、新たな利用者の獲得も難しかったため。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、目標を達成することができなかった。新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら利用促進イベントなどを行い北部地区の当面の目標である年間利用者数7,200人を来年度も目指す。 ・引き続き新型コロナウイルス感染症対策の周知を地域運営団体が発行する広報紙で行っていく。 ・豊川市への乗り入れや路線のスリム化の要望があるため、利用しやすい路線となるよう必要な見直しを図る。 ・地域運営団体で沿線企業や事業所を回り、車両広告収入を確保することで、今後も地域全体でバスを支える取組を実施する。 ・安定的な収入を確保するため、令和3年4月から車内広告を掲載している。 ・地域運営団体がより主体的に活動を行っていくため、市内の学識経験者などによる助言等を受けながら活発的な利用促進を図っていく。 ・運行地域の住民が主体となり、利用促進の一環としてバスを利用した地域の特性や魅力を地域内外に発信するツアーを今後も実施していく。
		石巻西川・賀茂線／下条・森岡線(上)						
		石巻西川・賀茂線(上)						
		下条・森岡線(上)						
		石巻西川・賀茂線／下条・森岡線(上、石老福通過)						
		南部地区 (愛のりくん)						
	豊南・大清水							
	細谷・二川							
	小沢・二川							

東海交通(株)	前芝地区 (しおかぜバス)	梅敷前芝線	A	補助対象期間中は、所定の事業計画どおりの運行が実施された。	B	【達成状況】 豊橋市前芝地区の目標は、年間(R2.10～R3.9)の利用者数を9,000人としており、年間の利用者数は6,800人と目標は達成されなかったが、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかでも沿線住民の方の通院や買い物など生活の足を守ることができた。 【要因】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、利用者離れが進み、新たな利用者の獲得も難しかったため。	- 引き続き新型コロナウイルス感染症対策の周知を地域運営団体が発行する広報紙で行っていく。 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、目標を達成することができなかった。令和2年8月より運行経路の変更を行ったので、関係校区への周知をより一層実施することで、前芝地区の目標である年間利用者数8,000人を目指す。 - 今年度も昨年度に引き続き「豊橋まつり」が中止になり、例年の土日運行は行わなかったが、来年度は例年通り実施予定。 - 利用促進の機会を増やすために、運営協議会広報部の積極的な活動を促し、地域が作成する広報紙の発行回数を増やしていく。
東海交通(株)	川北地区 (かわきたバス)	大村系統(左回り)	A	補助対象期間中は、所定の事業計画どおりの運行が実施された。	B	【達成状況】 豊橋市川北地区の目標は、年間(R2.10～R3.9)の利用者数を6,000人としていたが、年間の利用者数は3,267人と目標は達成されなかったが、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかでも高齢者の方の通院など生活の足を守ることができた。 【要因】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、利用者離れが進み、新たな利用者の獲得も難しかったため。	- 引き続き新型コロナウイルス感染症対策の周知を地域運営団体が発行する広報紙で行っていく。 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、目標を達成することができなかった。平成31年4月から本格運行に移行し利用の定着化を図っているところであるが、原因の検証を行い、来年度は目標の利用者数を6,000人とし、目標達成を目指す。 - 安定的な収入を確保するため、令和3年4月から新たに車両広告を増枠した。 - 運行地域の住民が主体となり、利用促進の一環として、バスを利用した地域の特性や魅力を地域内外に発信するツアーを今後も継続して実施していく。 - 地域内の「かわきたバスを支える会」を集会所、会員を通して地域の方に利用を呼び掛けてもらうことで、「地域のバス」という意識の醸成を図っていく。 - 沿線付近にある豊橋創造大学との連携を進め、利用促進を図っていく。 - 運行地域の住民が主体となり、運営団体に留まらず、地域(の組織)と連携し、バス利用の呼び掛けを行い、利用促進を図る取組を実施する。
		大村系統(右回り)					
		下地・津田・大村回り(左回り)					
		下地・津田・大村回り(右回り)					
豊鉄バス㈱	野依地区	三本木線(くすのき特別支援学校)	A	補助対象期間中は、所定の事業計画どおりの運行が実施された。	B	豊橋市野依地区の目標は、年間(R2.10～R3.9)の利用者数を117,000人としていたが、年間の利用者数は95,699人と目標は達成されなかった。新型コロナウイルス感染症が拡大するなかでも沿線住民の方の通院や買い物など生活の足を守ることができた。 【要因】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により利用者が落ち込んだため。安定的な利用者の確保には至らなかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が大きかった前年度より利用者数は9,372人増加した。	- 引き続き新型コロナウイルス感染症対策の周知をバス車内等で行っていく。 - 利用実績をもとに今年度の目標利用者数を117,000人としたが、年間の利用者数は95,699人と目標より減少したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が大きかった前年度より利用者数は9,372人増加している。来年度は目標を86,500人とし、利用状況を観察しながら、利用促進に努めていく。 - 路線全体の利用者をさらに増やすために、自治会等に利用促進の働きかけを行っていく。
		三本木線(野依)					

中運交企第156号
令和3年3月1日

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会
会長 杉木 直 殿

中部運輸局長
(公印省略)

令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について(通知)

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。

なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いいたします。

【問合せ先】
中部運輸局交通政策部 交通支援室
TEL:052-952-8050

(別紙) 中部運輸局二次評価結果 令和3年3月1日付け中運交企第156号通知

自治体・協議会名	豊橋市地域公共交通活性化推進協議会
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

- ・コロナ禍で運行する公共交通事業者に対し、地方創生臨時交付金を活用した運行支援を実施されたことを評価します。
- ・東三河地域が一体となった利用促進(公共交通を利用した謎解きゲーム等)。をされたこと、動画作成、SNS等を利用した新しい生活様式に係る周知をされたことについて評価します。
- ・サイクル&ライド駐輪場の整備をするなど、交通結節点における利便性確保に取り組んでいることが確認できました。

期待する取組

- ・地域運営団体と連携し、地域に合った公共交通の維持・利用促進が図られることを期待します。
- ・バスロケの導入(予定)など、公共交通の利便性確保及び利用促進が図られることを期待します。
- ・引き続き東三河地域が一体となった公共交通の利用促進を期待します。

協議案第 1 号

資料1-2

令和 3 年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要（全体）

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

平成 2 0 年 3 月 2 8 日設置

平成 2 8 年 3 月 3 0 日 豊橋市都市交通計画策定
令和 3 年 3 月 3 0 日 豊橋市都市交通計画中間見直し
(計画期間 平成28年～令和7年度)

令和 2 年 6 月 1 9 日 フィーダー系統 確保維持計画策定等

直近の二次評価結果	事業評価結果の反映状況 (具体的対応内容)	今後の対応方針
地域運営団体と連携し、地域に合った公共交通の維持・利用促進が図られることを期待します。	新型コロナのワクチン接種に向かう利用者への支援、運行の改善点を模索するためのアンケート実施、沿線の大学の学生が制作したバス停型オリジナルキーホルダーの配布など、地域運営団体と連携した取り組みを実施した。	利用者に寄り添ったルートの見直しやミーティングポイントの見直しを検討するとともに、利用者の獲得・定着を図るため利用促進を行っていく。
バスロケの導入（予定）など、公共交通の利便性確保及び利用促進が図られることを期待します。	バスロケの導入により時刻表などのGTFS化を実施するとともに、バスの現在位置がリアルタイムで反映されるようになった。豊橋鉄道市内線の2か所の電停において駐輪場を整備し、交通結節機能の強化を図った。	引き続きバスロケの周知を図るほか、更なる交通結節機能の強化を図る。
引き続き東三河地域が一体となった公共交通の利用促進を期待します。	夏休み期間中の東三河地域のバス運賃を50円にするとともに、東三河地域を電車やバスで周遊するイベントを実施した。	引き続き令和4年も東三河地域が一体となった利用促進イベントを実施する。

2.協議会が目指す地域公共交通の姿 (Plan)

3

(1) 豊橋市の公共交通

- ・ 豊橋駅を中心に民間の豊鉄バスの路線網を放射線状に整備。
- ・ 豊川市、新城市、田原市と本市を結ぶ地域間幹線系統がある。
- ・ 豊橋駅には、東海旅客鉄道、名古屋鉄道、豊橋鉄道の路線が乗り入れ。
- ・ 交通事業者による従来の乗合型公共交通の運行が難しい地域では、地域住民がコミュニティバスを運営。支線公共交通やアクセス交通の役割を果たしている。

(2) 豊橋市地域公共交通網形成計画（豊橋市都市交通計画2016－2025）

- 1) 計画の期間：平成28年～令和7年度（10年間）
- 2) 基本理念：多様な交通手段を誰もが使い、
過度に自家用車に頼ることなく、
生活・交流ができる都市交通体系の構築

3) 基本方針

基本方針1：安全・安心で快適に移動できる交通づくり

基本方針2：まちの魅力・活力を高める交通づくり

基本方針3：環境・健康を意識した交通づくり

- 地域内フィーダー系統確保維持費補助路線
東部地区を除くコミュニティバス4地区、路線バス三本木線
- 接続状況
豊橋駅で地域間幹線系統の新豊線、豊川線、伊良湖本線と接続



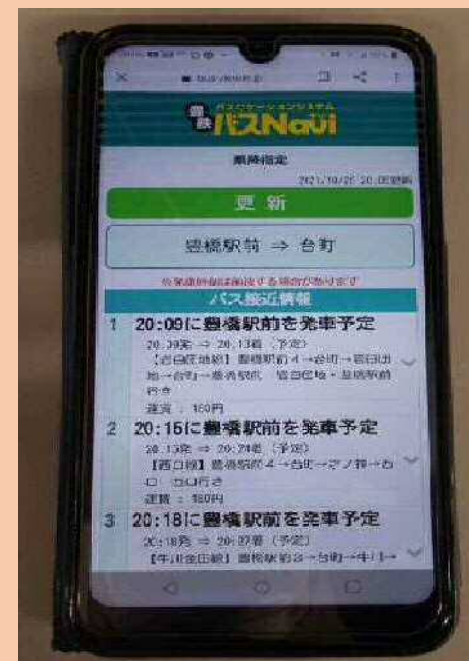
3.目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容 (Do)

4

戦略1：公共交通幹線軸の強化

★：ハード事業 ☆：ソフト事業 赤字：補助金対象事業

実施項目	時期
★バスロケーションシステムの導入＜新規＞ バスの位置情報のGTFS化も実施	R3.3 完了
☆乗合事業運転士確保支援事業＜拡充＞ 定住外国人及び就職氷河期世代と乗合事業者との マッチング	R1～
★バス停施設の改善 危険バス停の改善7カ所	R3～
★路面電車軌道敷の改修 単路部（東田～競輪場前間）	H29～
☆交通事業者への支援 新型コロナウイルス感染症の影響により減収が続く 交通事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対 応地方創生臨時交付金を活用した支援を実施	R2～



▲バスロケーションシステム
アプリ画面
路線バスの運行情報の提供。

戦略2：地域拠点における交通結節機能の強化

実施項目	時期
☆「地域生活」バス・タクシー （コミュニティバス）運行事業及び利用促進	H20～
★豊橋駅周辺における駐車場の整備	R3.8 供用開始

▶日常の移動
手段や地域拠
点等を結ぶア
クセス交通と
して運行



3.目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容 (Do)

5

戦略3：まちなか交通の魅力向上

実施項目	時期
☆サイクルトレインのPR強化	R2～
★豊橋駅自転車組み立てスペースの整備	R3.3 供用開始

▶自転車
組み立て
スペース



戦略4：自転車や公共交通を中心としたライフスタイルへの転換

実施項目	時期
☆新しい生活様式に対応した利用啓発の推進 動画の放映、東三河バス整理券ラリー&歴史謎解きゲーム等の開催	R2～
☆御乗印&御城印引換券付き渥美線・市内線共通1日乗車券の販売	R3.3～
☆ウォーキングイベントの実施 鉄道・鉄軌道及びバスの活用	R1～



▲豊橋鉄道のオリジナル「御乗印」、吉田城・田原城のプレミアム「御城印」



◀「東三河バス整理券ラリー&歴史謎解きゲーム」のパンフレット
新しい生活様式を意識しながら、電車やバスを利用して楽しめるイベントを昨年度に引き続き開催。

ウォーキングイベント▶
電車・鉄軌道及びバスを利用し、ウォーキング会場まで移動することで、交通機関の利用促進をあわせて実施。



4.計画の達成状況の評価指標とその結果 (Check)

6

(1) 豊橋市地域公共交通網形成計画 (H28年～R7年 (2016年～2025年))

目標	評価指標	目標	実績値 (R2年度)	達成状況
目標1： 人にやさしく移動しやすい交通環境を実現する	自転車・公共交通の利用のしやすさにおいて満足とを感じる人の割合	自転車40% 公共交通45%	[自転車]32.2% [公共交通]42.5%	未達成
	歩行者・自転車が関わる交通事故件数	592件／年からの減少	459件／年	達成
目標2－1： まちづくり施策と連携した公共交通ネットワークを形成する	公共交通の1日当たり利用者数	[主要鉄道駅] 58.5千人／日平均 [路面電車・路線バス] 23.6千人／日平均 上記数字を維持	[主要鉄道駅] 37.9千人／日平均 [路面電車・路線バス] 17.3千人／日平均	未達成
目標2－2： まちなかの賑わいを創出する交通環境を実現する	中心市街地内の休日歩行者通行量	63,000人／日以上	45,435人／日	未達成
目標3： 環境負荷軽減、健康増進に寄与する交通行動の実現を促す	市街化区域内の歩行者・自転車の利用割合	11.3%からの増加	10.0%	未達成

【考察】新型コロナの影響により公共交通の1日当たり利用者数は減少しているが、自転車・公共交通の利用のしやすさにおいて満足とを感じる人の割合は、前年と比較して増加した。

【今後の方針】コミュニティバスの運行改善や乗換機能の強化など満足度の向上につながる取組みを実施するとともに、令和3年11月に供用開始するまちなか図書館において公共交通に関する利用促進イベント等を実施することで、公共交通の利用者数や休日歩行者通行量の増加を図る。

4.計画の達成状況の評価指標とその結果 (Check)

7

(2) 地域内フィーダー系統確保維持計画 (R 2.1 0.1 ~ R 3.9.3 0)

地区	目標値	実績値	達成状況
北部地区 (柿の里バス)	7,200人	4,504人	未達成
南部地区 (愛のりくん)	2,600人	2,018人	未達成
前芝地区 (しおかぜバス)	9,000人	6,800人	未達成
川北地区 (かわきたバス)	6,000人	3,267人	未達成
野依地区 (豊鉄バス・三本木線)	117,000人	95,699人	未達成

北部地区：新型コロナの影響による利用者の外出抑制が要因と考えられるが、高齢者の方の通院など生活の足を守ることができた。

南部地区：新型コロナの影響による利用者の外出抑制が要因と考えられるが、ヘビーユーザーの生活の足を守ることができた。

前芝地区：新型コロナの影響による利用者の外出抑制が要因と考えられるが、沿線住民の方の通院や買い物など生活の足を守ることができた。

川北地区：新型コロナの影響による利用者の外出抑制が要因と考えられるが、高齢者の方の通院など生活の足を守ることができた。

野依地区：新型コロナの影響による利用者の外出抑制が要因と考えられるが、沿線住民の方の生活の足を守ることができた。

【今後の方針】

利用者に寄り添ったルートの見直しやミーティングポイントの見直しを検討するほか、各地区の特色を活かした利用促進等を実施する。

上記自己評価について、令和3年11月19日開催の豊橋市地域公共交通活性化推進協議会で協議

5.自己評価から得られた課題と対応方針 (Act)

8

○課題①：自転車・公共交通の満足度が目標を達成しなかった。

→公共交通の維持・強化、利便性の向上に関する課題

今後の取組み内容：コミュニティバスや路線バスの運行改善や乗換機能の強化など満足度の向上につながる取組みを実施

①コミュニティバスの利便性向上の推進

→利用者に寄り添ったルートの見直しやミーティングポイントの見直しを検討（令和4年度予定）

②バスロケーションシステムの周知（随時）

③交通結節機能の強化

→サイクル&ライド駐輪場整備の推進（令和3～4年度2か所予定）

○課題②：地域内フィーダー系統確保維持計画の目標値に至らない地区があった。

→新型コロナウイルス感染症による利用者減と新たな利用者の創出及び定着化に関する課題

今後の取組み内容：公共交通の安全性の周知と利用促進の実施

①安心安全に乗車できることの周知

→新しい生活様式における公共交通利用方法の周知を、引き続きバス車内や本市ホームページ等に掲載

→地域運営団体が発行する広報紙において積極的に周知

②利用者の要望に応じた路線再編

→北部地区で豊川市への乗り入れや路線のスリム化の要望など、地域運営団体が行ったアンケート結果に基づいたルート再編を検討

③利用促進イベント等の実施

→新型コロナウイルス感染症の感染動向を注視しながら、各地区の特色を活かした利用促進等の実施

「地域生活」バス・タクシーに係る運行継続の取扱いについて

1 運行基準

「地域生活」バス・タクシーは、豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱第 11 条に基づき、本協議会において運行継続が妥当と判断された場合に運行を継続できる。

第 11 条 本格運行事業の当該年度の上半期と前年度（以下「判断対象期間」という。）において、基準が全て達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。

2 前項の判断対象期間において、基準が全て達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

【基準】

- ① 主体性…地域運営団体が本協議会に利用促進等の取組実績等を年 2 回程度報告する
- ② 利用度…収支率 15%以上（デマンド運行については、①当該年度の利用者数が対象の地域に居住する 75 歳以上の人口数以上であること、もしくは②当該年度の利用者数が前 2 年度の利用者数のうち、どちらか少ない年度の利用者数に 100 分の 105 を乗じて得た数）
- ③ 継続性…欠損額と車両経費及び予備車経費の合計額に上限を設定
東部地区は 569 万円/年＋予備車経費
北部、前芝、川北地区は 557 万円/年＋予備車経費
南部地区は 506 万円/年

2 各地区の状況

令和 2 年度及び令和 3 年度上半期の各地区の状況は以下のである。
（詳細は資料 2－1、2－3、2－5、2－7、2－9 参照）

	① 主体性	② 利用度	③ 継続性
東部地区 (資料 2-1)	達成	R 2 達成	R 2 達成
		R 3 上半期 達成	R 3 上半期 達成
北部地区 (資料 2-3)	達成	R 2 達成	R 2 達成
		R 3 上半期 達成	R 3 上半期 達成
南部地区 (資料 2-5)	達成	R 2 細谷 未達成 高豊 達成	R 2 細谷 達成 高豊 達成

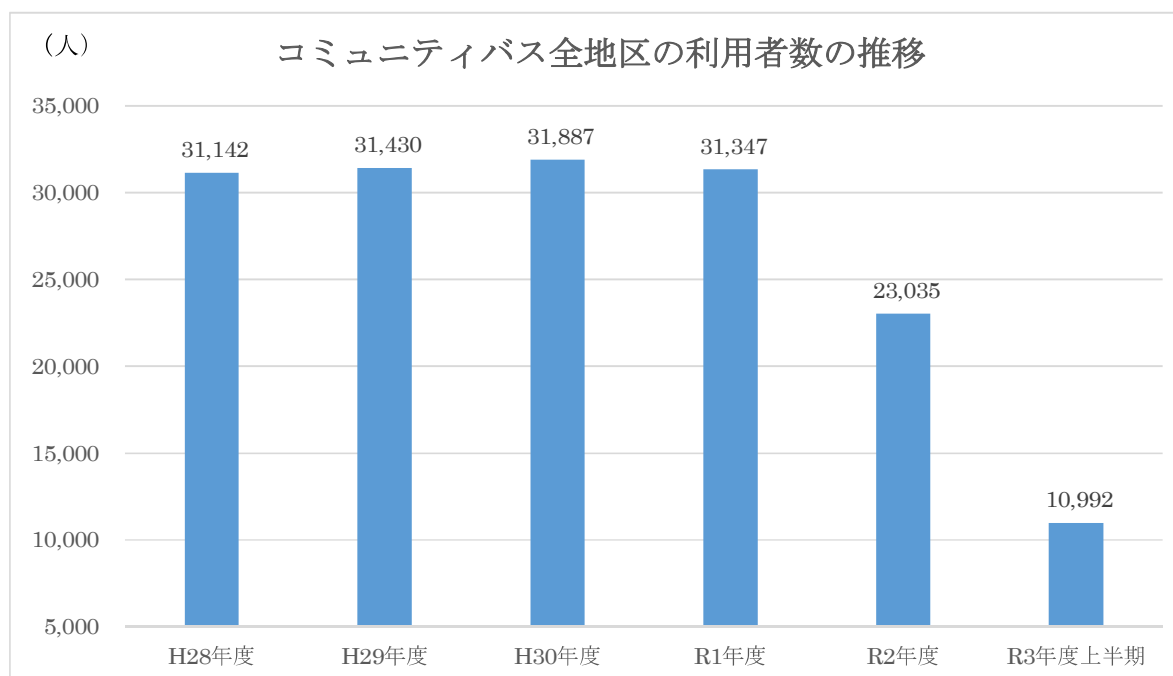
		R 3 上半期 細谷 達成 高豊 達成	R 3 上半期 細谷 達成 高豊 達成
前芝地区 (資料 2-7)	達成	R 2 達成	R 2 達成
		R 3 上半期 達成	R 3 上半期 達成
川北地区 (資料 2-9)	達成	R 2 達成	R 2 未達成
		R 3 上半期 達成	R 3 上半期 達成

3 運行継続の取扱いについて

令和 2 年度は、南部地区と川北地区において基準を達成できていない。

このような状況の要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員の減少によるもので、利用促進等の取組が不十分などの理由ではなく、外的な理由によるものである。コロナ以前の実績値は順調に成長していたこと、また各地区の今後の利用促進の取り組みによる効果は十分に見込めることから、令和 4 年度については要綱第 11 条第 2 項に基づき運行を継続できるものとする。

なお、運行欠損に対する豊橋市からの運行補助金については、運行欠損額が豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金交付要綱に定める補助上限額を超える額であっても支払うことができるように運用する。



※平成 28 年度～平成 30 年度の川北地区は実証運行

協議案第 2 号

東部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

1 本格運行継続基準の達成状況

① 主 体 性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

- ・ 地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年 2 回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、東山バス運営協議会から
利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告
【報告日】
令和3年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和3年6月19日)
令和3年度第2回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和3年11月19日)

達成

② 利 用 度

「「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

- ・ 収支率（運賃収入等/運行経費（車両経費及び予備車経費を除く。))を 15%以上に設定

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
			上半期
収支率	31.9%	24.6%	28.1%

達成

※「運賃収入等」には広告収入を算入

③ 継 続 性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

- ・ 欠損額と車両経費及び予備車経費の合計金額に上限を設定

東部地区は平成 29 年度以降 569 万円+予備車経費/年

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
			上半期
欠損額 + 車両経費	4,312,183 円 〔基準値 5,870,329 円〕	5,034,328 円 〔基準値 5,871,984 円〕	2,349,026 円 〔基準値 2,935,990 円〕

達成

東山バス運営協議会の取組について

東山バス運営協議会

1. 令和3年度上半期の取組

①支援会員の募集（1,000 円/1 口）

77 名 91 口（5 月現在）

②協議会会合

令和3年度総会、月度定例会（月1回予定※5月、6月、9月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）、役員会（随時）

③1 区間 100 円運賃導入実験の実施（平成 27 年 7 月～）

利用者の増加を図るため、継続して実施。

④停留所基材の更新

必要に応じて実施。

⑤停留所周辺の美化

停留所付近の草刈等の実施。

春にはチューリップを、夏にはひまわりや彼岸花を植えた。

⑥印刷物の作成及び広報活動

- ・やまびこ通信の発行（東山地域へ各戸配布）
- ・パンフレットの配布（東山地域のみではなく路線沿線校区にも配布）
- ・バス停に設置した情報BOXでパンフレット等を配布

⑦自治会に協力頂いて敬老会で75歳以上の方に やまびこ号の回数券を配布

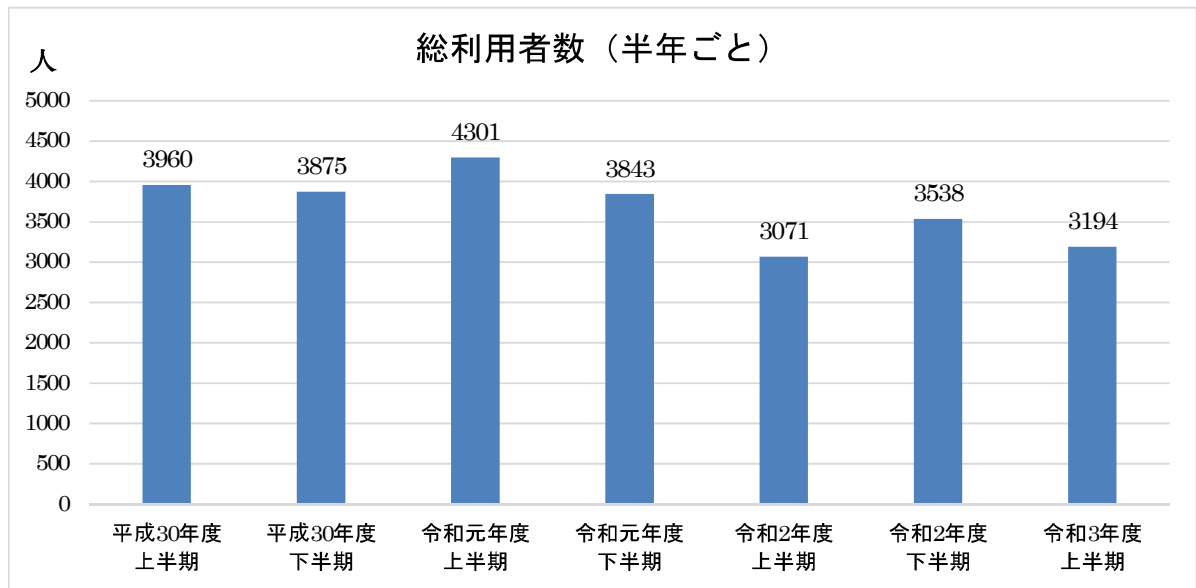
敬老会の方176名に、1,200円分（6回乗車券）を配布した。

⑧シルバークラブに協力いただき「やまびこ号 on ミニツアーリスト」として、補助金を交付 （令和2年10月～）

やまびこ号を利用して出掛けた方1名につき、1,000円分の補助金を交付。

30名の利用（乗車数60回）があった（令和3年度上半期分）。

2. 利用者数の推移



3. 今後の利用促進について

- ・沿線地域の方々との更なる連携をとることで安定した利用者の確保を図る。
- ・利用者 10 万人達成記念企画や、時期に応じたイベント・キャンペーンを実施していく。
- ・「やまびこ通信」の発行を通じて、運行内容の周知など更なる利用促進を図る。
- ・やまびこ号を利用し、柿狩りツアーの実施を行う。東部やまびこ号と北部柿の里バスを乗り継いで実施。
- ・増収を図るため、バス停の設置場所を点検し需要の見込める場所への設置・移設を検討する。

協議案第 2 号

北部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

1 本格運行継続基準の達成状況

① 主 体 性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

- ・ 地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年 2 回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、北部石巻西川・賀茂線運営協議会等から**利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告**

【報告日】

令和3年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和3年6月19日)

令和3年度第2回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和3年11月19日)

達成

② 利 用 度

「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

- ・ 収支率（運賃収入等/運行経費（車両経費及び予備車経費を除く。））を 15%以上に設定

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 上半期
収支率	19.1%	15.4%	15.7%

達成

※「運賃収入等」には広告収入を算入

③ 継 続 性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

- ・ 欠損額と車両経費及び予備車経費の合計金額に上限を設定

(北部地区の場合は、石巻西川・賀茂地区と下条地区の1地区当たり 557 万円+予備車経費/年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 上半期
欠損額	5,021,651 円	5,225,832 円	2,606,934 円
上限額	5,601,655 円	5,602,083 円	2,800,557 円

達成

※金額は1地区あたりの金額に換算。

石巻・下条地域交通推進委員会の取組について

石巻・下条地域交通推進委員会

1 令和3年度上半期の取組及び実施結果について

(1) 「柿の里バス」支援会員募集

石巻・嵩山・西郷・玉川・賀茂・下条・鷹丘の各校区の人たちに「柿の里バス」の実情を説明してバス利用を促進するとともにその対策費用を賄うために、支援をお願いしている。

【会 費】 1口 1,000円

【会員特典】 申し込み1口につき「柿の里バスパスポート引換券（引換有効期間：令和4年3月31日）」1枚を交付

【申 込 数】 2口（令和3年10月現在）

(2) 推進委員会等の開催

開催回数4回（うち、総会1回（書面開催）、推進委員会1回（書面開催）、合同役員会2回）（令和3年10月現在）

(3) 新規利用者確保のためのPR活動及び利用促進

①新型コロナワクチン接種のために乗車する利用者への運賃無料サービス

【実施期間】 令和3年6月16日（水）～12月28日（火）

【対 象】 新型コロナワクチン接種のため病院に行く利用者、病院から帰る利用者

【運 賃】 石巻・下条地域交通推進委員会から支出。

【利 用 者】 3人（令和3年10月現在）

②「柿の里バス」支援会員募集。回覧での呼びかけ

(4) キャンペーン等のイベント実施

夏休み小中学生無料キャンペーン

【実施期間】 令和3年7月21日（水）～8月31日（火）

【対 象】 小中学生無料。また小中学生1人に対し同伴者1名も無料。

【運 賃】 石巻・下条地域交通推進委員会から支出。

【利 用 者】 小学生23人、中学生1人 同伴者0人

(5) 「柿の里バスニュース」の発行

石巻・嵩山・西郷・玉川・賀茂・下条・鷹丘の各校区にキャンペーンの情報や運行ダイヤ等を記載した、「柿の里バスニュース」を回覧。

【対象校区】 石巻・嵩山・西郷・玉川・賀茂・下条・鷹丘の各校区

【実施期間】 令和3年4月～令和3年9月で7回 通算110号まで発行。（号外含む。）

(6) 停留所の改善

木製のため老朽化が進んでいた「五本松城址」停留所を金属製に変更した。

2 利用者数の推移



3 今後の利用促進について

(1) 路線再編の検討

沿線住民からの要望が多い豊川市への乗り入れを含め、路線再編を検討する。

(2) 支援会員の募集

引き続き沿線校区の人たちへ支援を依頼。

(3) 利用促進イベント・キャンペーンの実施

新規利用者の確保を目的としたキャンペーンの実施を検討。

(4) 柿の里バスニュースの継続的な発行

それぞれの時期に応じたお出かけプランや利用促進イベントの告知など、柿の里バスに関する情報を掲載した柿の里バスニュースの作成・配布を通じてPRの強化をし、更なる利用促進を実施。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に対応するため、交通事業者が行っている感染症拡大防止の取組みを周知して、沿線住民のみなさんに安心安全に乗車できることを知ってもらうことや、利用促進を行うことで利用客の回復を図る。

(6) 停留所の改善

老朽化が進んでいる木製の停留所を金属製に変更し、停留所の長寿命化を図る。

(7) 停留所設置場所の見直し

増収を図るため、停留所の設置場所を点検し需要の見込める場所への設置・移設を検討する。

協議案第 2 号

南部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

1 本格運行継続基準の達成状況

① 主 体 性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

- ・ 地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年 2 回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、五並地域公共交通運営委員会等から**利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告**

【報告日】

令和3年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和3年6月19日）

令和3年度第2回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和3年11月19日）

達成

② 利 用 度

「「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

- ・ デマンド型運行における基準として、利用者数（年度の利用者数）の基準を設定

〔基準（本格運行事業の継続における基準）〕

次のいずれかを満たしていること

- A. 当該年度の利用者数が対象の地域に居住する 75 歳以上の人口数以上であること
- B. 当該年度の利用者数が前 2 年度の利用者数のうち、どちらか少ない年度の利用者数に 100 分の 105 を乗じて得た数以上であること

A. 当該年度の利用者数が対象の地域に居住する 75 歳以上の人口数以上であること

令和 2 年度の達成状況

地区名	① 75 歳以上の人口 （令和元年 10 月現在）	比較対象人口数	令和 2 年度利用者数
細谷・小沢地区	802 人	802 人	682 人（裏面 B へ）
高豊地区	687 人	687 人	1,316 人

未達成

達成

令和 3 年度上半期の達成状況

地区名	① 75 歳以上の人口 （令和 2 年 10 月現在）	比較対象人口数 （①／2）	令和 3 年度利用者数 上半期
細谷・小沢地区	791 人	395 人	454 人
高豊地区	683 人	341 人	516 人

達成

B. 当該年度の利用者数が前2年度の利用者数のうち、どちらか少ない年度の利用者数に
100分の105を乗じて得た数以上であること

平成30年度と令和元年度の利用者数

地区(校区)	校区	平成30年度 利用者数	令和元年度 利用者数
五並地区 (細谷・小沢校区)	細谷校区	1,042人	1,039人
	小沢校区	〔75歳以上の人口(H29.10月現在) 基準値 706人〕	〔75歳以上の人口(H30.10月現在) 基準値 728人〕

1,039人(令和元年度利用者数) × 1.05 = 1,091人 > 682人

未達成

③ 継 続 性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

・ 欠損額と車両経費の合計金額に上限を設定

(南部地区の場合は、506万円/年が上限)

	地区名	令和元年度	令和2年度	令和3年度 上半期
欠損額 + 車両経費	細谷・小沢地区	3,801,682円 〔基準額 5,060,000円〕	2,878,460円 〔基準額 5,060,000円〕	1,903,830円 〔基準額 2,530,000円〕
	高豊地区	2,672,190円 〔基準額 5,060,000円〕	2,907,360円 〔基準額 5,060,000円〕	1,309,650円 〔基準額 2,530,000円〕

達成

表浜地域公共交通推進委員会の取り組みについて

表浜地域公共交通推進委員会

1. 令和3年度上半期の取り組み及び実施結果

(1) 運行内容の変更と協議

具体的な運行内容変更は無し。

(2) 利用促進の取り組み

①愛のりくん通信の発行（7月）

南部地域の魅力スポットやコロナ禍での利用注意点などについて、愛のりくんのドライバーへのインタビュー内容を掲載した通信を全戸へ配布した。

②役員会議の開催（8月）

利用状況の確認、利用促進につなげるアンケート実施方法について協議。

③アンケートの実施（9月～）

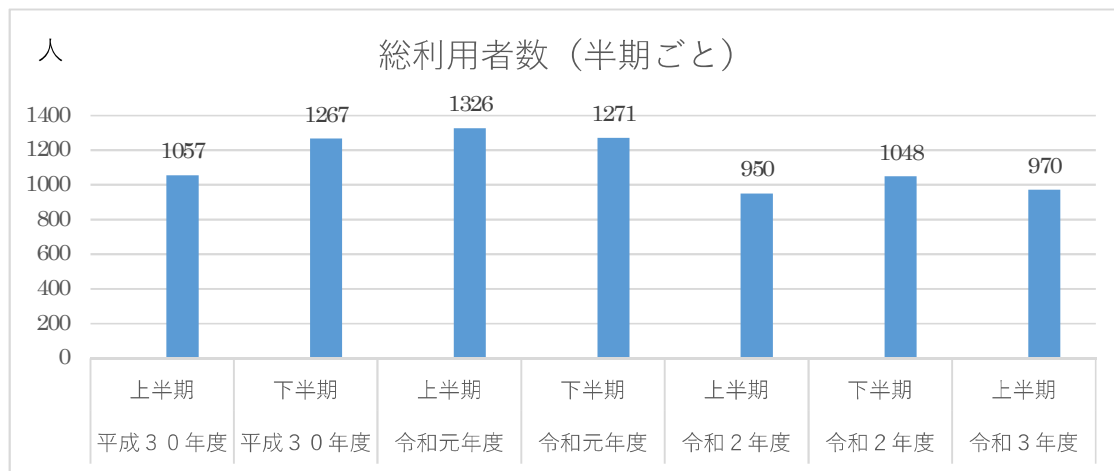
表浜地域の方の運行内容等に対する意見を把握し、改善点を模索するため、75歳以上を対象にしたアンケートを実施。

④城下老人憩いの家を訪問し、地域の皆さんと意見交換を実施した。（9月）

(3) のりば設備の維持・管理

①のりばの時刻表剥がれを修復した。他のりばの劣化状況の点検を実施した。（9月）

2. 利用者数の推移



3. 今後の利用促進の取り組みについて

- (1) アンケート結果の検証による、現状把握・課題抽出・改善施策の検討。
- (2) 愛のりくん通信発行による情報提供と利用促進活動の実施。
- (3) 地域関係団体へ利用状況の提供と意見交換の実施。
- (4) のりば設備の点検実施による運行環境整備の実施。
- (5) 増収を図るため、バス停の設置場所を点検し需要の見込める場所への設置・移設を検討。

協議案第 2 号

前芝地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

1 本格運行継続基準の達成状況

① 主 体 性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

- ・ 地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年 2 回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、しおかぜバス運営協議会から
利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告

【報告日】

令和3年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和3年6月19日）

令和3年度第2回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和3年11月19日）

達成

② 利 用 度

「「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

- ・ 収支率（運賃収入等/運行経費（車両経費及び予備車経費を除く。））を 15%以上に設定

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 上半期
収支率	40.9%	30.5%	26.9%

達成

③ 継 続 性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

- ・ 欠損額と車両経費及び予備車経費の合計金額に上限を設定
（平成 29 年度以降 557 万円+予備車経費/年）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 上半期
欠損額 ＋ 車両経費	4,724,368 円	5,179,473 円	2,655,778 円
基準値	5,750,331 円	5,751,985 円	2,876,410 円

達成

しおかぜバス運営協議会の取組について

しおかぜバス運営協議会

1 令和3年度の取り組み及び実施結果について

(1) 利用促進の取り組み

- ①「しおかぜバスニュース」No.21の発行（広報とよはし配布に併せ全戸配布）
- ・交通事業者による、新型コロナ感染予防対策と利用者への予防注意喚起
 - ・しおかぜバス車両の紹介
 - ・時刻表、路線図の掲載など

【配布校区】前芝校区・津田校区（清須町、川崎町）

- ②運営協議会での意見交換、沿線地域利用者代表への情報提供を行った。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策の取り組み

運行事業者による感染症対策及び利用客へのマスク着用の呼びかけ等を実施し、しおかぜバス運営協議会と地元自治会を通して感染症対策の啓発を行うことで、利用者に安心してしおかぜバスを利用していただくように取り組んでいる。

【感染症対策の取組み例】

①車内の消毒作業



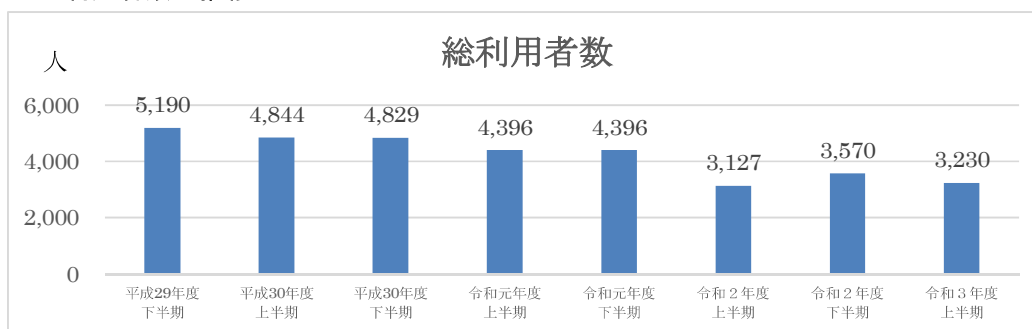
②車内の換気



③バスニュースを活用した地域住民への啓発



2 利用者数の推移



3 令和4年度の利用促進について

- ・バス停設置場所の見直し
増収を図るため、バス停の設置場所を点検し需要の見込める場所への設置・移設を検討する。
- ・しおかぜバスニュースの継続発行
- ・令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった、豊橋まつり臨時運行便の令和4年度実施
- ・しおかぜバス8万人達成キャンペーンの実施
- ・自治会や老人クラブ等の会合をとらえ、しおかぜバス利用促進への啓発を継続的に実施する。

協議案第 2 号

川北地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

1 本格運行継続基準の達成状況

① 主 体 性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

- ・ 地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年 2 回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、かわきたバス運営委員会から
利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告

【報告日】

令和3年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和3年6月19日）

令和3年度第2回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和3年11月19日）

達成

② 利 用 度

「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

- ・ 収支率（運賃収入等/運行経費（車両経費及び予備車経費を除く。））を 15%以上に設定

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 上半期
収支率	28.9%	19.4%	18.0%

達成

※「運賃収入等」には広告収入を算入

③ 継 続 性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

- ・ 欠損額と車両経費及び予備車経費の合計金額に上限を設定
(川北地区は平成 29 年度以降 557 万円+予備車経費/年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 上半期
欠損額 ＋ 車両経費	5,660,689 円	5,817,684 円	2,744,564 円
基準値	5,750,329 円	5,751,984 円	2,876,410 円

未達成

かわきたバス運営委員会の取組について

かわきたバス運営委員会

1 令和3年度の取組及び実施結果について

(1) 運営委員会の開催状況

開催回数 7 回（うち、総会 1 回、運営委員会 6 回（2 回は書面送付））月に 1 回程度、開催した。

(2) 「スマイル号通信」の発行

下地・津田・大村校区に、利用促進依頼やイベント情報等を記載した「スマイル号通信」を回覧

【対象校区】下地・津田・大村

【実施期間】令和3年4月～令和3年9月に6回発行、通算 65 号まで発行

(3) 夏休み小学生 50 円バス実施に伴う小学生の乗車運賃無料キャンペーンの実施

小学生の運賃 50 円をかわきたバス運営委員会で負担し、無料とするキャンペーンを実施した。

【実施期間】令和3年7月～8月

【実施結果】17 名の利用

【内 容】・豊橋創造大学の学生が制作した、オリジナルキーホルダーを期間中に乗車した小学生にプレゼント

・スマイル号通信の号外でキャンペーンチラシを下地・津田・大村小学校に配布

(4) 利用促進キャンペーンの実施

【目的】新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に対応するため、回数券の割引販売を実施し、かわきたバスの利用促進及び新規利用者の発掘を図った。

【概要】2,000 円と 2,500 円の回数券をそれぞれ 500 円割引で販売し、かわきたバス運営委員会が 500 円を負担する。

【実施期間】令和3年9月～10月

【実施結果】2,000 円回数券販売冊数 59 冊、2,500 円回数券販売冊数 10 冊

(5) スマイル号通信（号外）の発行

6 月：夏休み小学生 50 円バスの運賃無料キャンペーンの周知チラシの作成（小学校に配布）

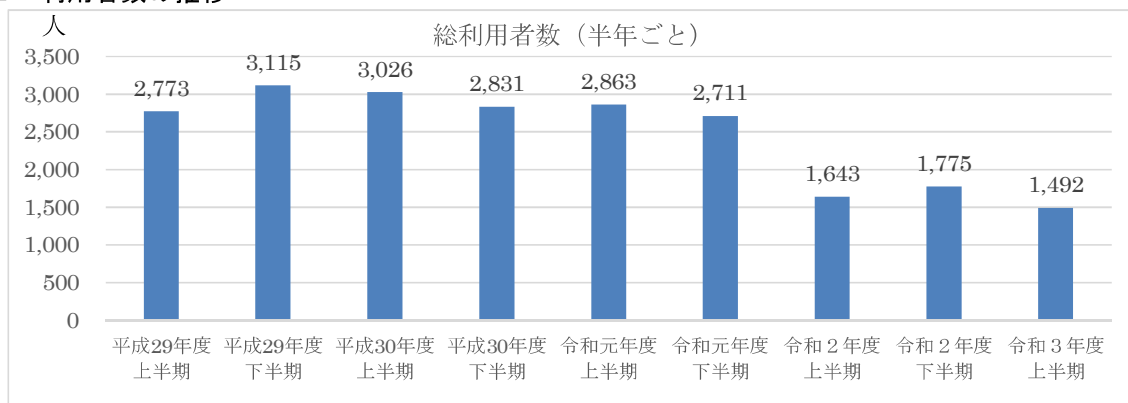
7 月：ワクチン大規模接種会場行きシャトルバスへの乗継周知チラシの作成

(6) 豊橋創造大学との連携

・豊橋創造大学の学生が制作したキーホルダーを、かわきたバス運営委員会が実施する、夏休み小学生運賃無料キャンペーンの特典として配布。

(7) 「牛川の渡しツアー」の開催（新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度は中止）

2 利用者数の推移



3 今後の利用促進について

(1) 年間利用者数 6,000 人、月平均 500 人以上を目標として、前年度までの活動を継続して実施する。

- ①毎月 1 回の運営委員会を開催する。利用状況の確認や対策等について話し合う。
- ②スマイル号通信の月 1 回の発行 スマイル号の魅力や便利さなどを伝える。
- ③30,000 人達成イベント等の特別企画を実施する。
- ④新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に対応するため、交通事業者が行っている感染症拡大防止の取組みを周知して、沿線住民のみなさんに安心安全に乗車できることを知ってもらうことや、利用促進を行うことで利用客の回復を図る。

(2) 地域の活動と連携し、コミュニティバスとしての意義や地域活性化のために努力する。

- ①3 校区の老人クラブの活動の場に積極的に参加して、スマイル号について伝える。
- ②スマイル号の継続と発展のために、3 校区の自治会活動との連携を図る。

(3) 路線や時刻表の見直し・検討

- ①バス停設置場所の見直し
増収を図るため、バス停の設置場所を点検し需要の見込める場所への設置・移設を検討する。
- ②スマイル号が地域の住民にとってより有効な交通手段となるために、路線や時刻表等について絶えず検討していく。